乗合バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和2年3月)

3月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	累積点数
1	十勝バス株式会社（法人番号４４６０１０１００１１４５）　代表者野村文吾	北海道帯広市西２３条北１丁目１番地１号	帯広営業所	北海道帯広市西２３条北１丁目１番地１号	R2.03.16	輸送施設の使用停止（５０日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第５項　他６件	令和元年１２月３日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。７件の違反が認められた。（１）疾病、疲労等のおそれのある乗務の違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２１条第５項）、（２）点呼の記録義務違反（運輸規則第２４条第５項）、（３）運転基準図の記載事項義務違反（運輸規則第２７条第１項）、（４）乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第３７条第１項）、（５）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（６）運転者に対する指導監督の記録義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（７）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第３８条第２項）	５	５
	以下余白									